



| | |
|------------------|---|
| Title | ジョナサン・ウルフ「不利への対処と人間の善」 |
| Author(s) | ウルフ, ジョナサン; Wolff, Jonathan; 菅原, 寧格 他 |
| Description | 資料 |
| Citation | 北大法学論集, 57(1), 424[85]-403[106] |
| Issue Date | 2006-05-31 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/11382 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 57(1)_p424-403.pdf |



不利への対処と人間の善

ジョナサン・ウルフ
菅原 寧 格
長谷川 晃 訳

要約：本稿は不利に対する再分配的配慮の四つのタイプ、すなわち補償、人格的向上、目標特定の資源増進、地位向上を区別しうる一つの枠組みを打ち立てる。ここで論じられるのは、一定の事例においては我々の多くが不利への対処に関して一つかそれ以上の戦略を支持あるいは反対する強力な直観を持つことであり、しかもそのような場合に我々の応答は人間の善を前提として成り立つだろうということである。従って、不利への対処と人間の善という二つの問題は互いを照射し合うのである¹。

多くの人々や組織は不利の様々な形態に対処するために経済的再分配の重要性を信じるよう主張する。しかし、再分配とは何だろうか。それはいかなる形態を採りうるだろうか。またそれはいかなる形態を採るべきだろうか。本稿における私の目的は、不利な立場にある人々に対する様々な形態の再分配的関心を区別することのできる一つの枠組みを打ち立てることである。それを行った後、私は再分配に対するこれらの様々なアプローチが人間の善の異なった理解を前提としていることを示すだろう。このことが再分配の理論と実践の双方の諸要素を検討する助けになるだろうと私は期待する。

ここで、私が挙げた問いには非常に簡単な答えがあると示唆されるかもしれない。すなわち、或る人々は受け容れ難いほどの貧困の中で生きており、再分配の意義はそのような貧困を除去することにある。これは確かに重要で説得力ある再分配の理由だと認めなければならない。しかしそこには複雑さがある。

貧困は一つの問題だが他にも問題はある。或る人々は例えば健康、教育、食生活、無能力、そしておそらくは他の事柄にも関係する特定の形態の不利を被っている。我々はあらゆる形態の不利について或る集団から金銭を取り上げ別の集団へ与えることによって対処すべきだろうか。あるいはより複合的な応答が求められているのだろうか。

私は、どのようなときに社会的援助が求められているかについて本稿で完全な説明を提供しようとしているわけではないことを断っておくべきだろう。私はむしろ「何かがなされねばならない」ことについて我々が既に同意している諸事例から出発したい。私の問題は「何が本当になされねばならないのか」ということである。そこで一つの例から議論を始めよう。

公共の保護のもとにある（すなわち養護施設にいる）子供については、大学進学者が百人に一人にも満たないと言われている²。十代の早い段階でそうした施設にいる子供を考えてみよう。生来の能力があり適切な教育と家族の援助もあれば名門大学への進学を理に適って期待できるとしても、施設で育つ子供には現実的な希望はほとんどないと想定しよう。おそらく我々はシステムが不公正に（たぶんショッキングなほどに）機能していると判断したくなるだろうし、何かがなされねばならないと判断したくなるだろう。ではそれは何だろうか。

まず、大学に進学しなかった場合その子は何を失っているのか。次のようなものが挙げられるかもしれない。第一に大学が提供する教育的経験や社会的経験という点での大学生活に固有の楽しみ、第二に将来の生活全体を豊かなものにしてゆくかもしれない社会的および人格的成長、第三に見込まれる稼働力のためのあらゆる後押しである。ではこうしたことをすべて考慮に入れたうえで我々は何をなすべきであろうか。

一つの提案はこうである。すなわち、通常の大卒年齢と考えられるときにその子が失ってしまった大学の経歴に対して金銭的補償を支払うべきである。これは、大学に通えなかったことをその子が気に病んだり残念に思ったりすることがないように十分に大きな金額であるべきである。それは大卒者への課税によって賄われるべきだと思われる。

私が知る限りこうした計画を直截に提示した人は今まで一人もいなかった。そしてもしも誰かが提案していたとすればそれは柔軟とはいえ近代的であり、ジョナサン・スウィフトによる『貧困児処理法愚案』の一変種とみなされたいだろう。つまり、政府施策の実効性の無さや大学生活における自己満足に対する

或る皮肉とみなされただろう。多くの人々にとってこの提案は極めて魅力に欠けたものである。本稿での私の課題はこのような提案の何が誤りであるのかを探求し、またそうすることで救済策の形態について幾つかのより一般的な考察を引き出すよう試みることである。

さて、こうした提案をこれまで誰もしなかったとすればなぜその提案の誤りを探求しようとするのか。分配的正義についての近年の膨大な研究も我々が不正を発見した際に何をすべきかについて十分な思慮を巡らせて来なかったし、しばしば論者達は補償がなされるべきだと想定する傾向にあった。もちろん、「補償する」ということは広義に用いることができ、概略的に「何かをする」ということを意味するだろう。ここには漠然さということと別とすれば不服はあり得ない。しかし時にそこでは金銭の支払いが常に補償になると想定されているようである。私が「補償のパラダイム」と呼ぶこの見方は不適切なものであると思われる。そして私の課題は既に述べたようにそれがなぜかを考えようということである。

或る面では、本稿の趣旨はジョージ・オーウェルの『動物農場』に出てくるロバのベンジャミンによって要約されている。皮肉と知性偏重の象徴であるベンジャミンは初め神はハエを追い払うために自分に尻尾を付けてくれたと言うが、後には尻尾もハエもない方がいいと言う³。我々の文脈においては社会政策の究極目標は不利に対して多くの補償を行っていくことではなく、補償を必要とするような不利が存在しない環境を創造していくことであるべきなのである。

補 償

「補償」という用語は様々な仕方で用いられている。普通、補償の問題は或る種の損失や不利に直面したときに関連するにすぎない。それ故、例えば行政の長は自らの多大の努力に対する報酬を受け取らないが「補償のパッケージ」は受け取っていて、自分の無能のために解雇されるような場合でもさらに補償を得る。あなたは反対側へと体を傾けることによってバランスを失った自転車の動きを補償できる。私は金銭の支払いを行うことで、あなたに惹き起こした不都合を補償することができる。一般に完全補償という考えは、一つのカテゴリーの中での財の不足や損失を完全に埋め合わせるために財を提供することであると思われる。他のカテゴリーの場合でも、必ずしも常にというわけではな

いにせよ、一般に事態は同じである。それ故補償は慰謝から区別されねばならない。慰謝においては、おそらくは出来事から被害者の心を切り離すことで、失望という当面の傷みを取り除くためにある種の代用品が与えられる。また一般に補償は損害賠償からも区別されなければならない。賠償は失われたものが何であったにせよその正確な返還である。我々はこの点についてはすぐ後に改めて考察しよう。

法律用語上不法行為法における損害賠償の役割について最も一般的に参照される事案は、19世紀にブラックバーン卿がリヴィングストン対ローヤーズ炭坑会社事件 (Livingstone vs. Rawyards Coal Co., 1880, 5 A.C. 25, 39) で下した判決である。「あらゆる損害が賠償によって補償されねばならない場合に、損害の賠償に供される金銭の総和を定めるときには、損害を受けたか損害を被った当事者を現下の補償を得ようとしている不幸に会わなければ就いていたであろう立場と同じ立場に置くことになる金額を可能な限り獲得すべきである。」

ここで関心を惹かれるのは損害賠償が不可能である場合には「同様の立場」という語で意図されるものは何かということである。一つの可能性は厚生経済学的な理解であり、それはロバート・ノージックによって以下のような言い方で捉えられている。「何かが人の損害を完全に補償するのは、補償がなかった場合よりもその人が悪化することがない場合であり、その場合に限られる。…経済学の用語では、何かがXに対してYを補償するということは、…補償を受け取ることによって、それを受け取ることがなかったときに当人が留まったであろう場合と (Yを補償するという事態が生じなかった場合と) 少なくとも同じ高さの無差別曲線上に留まるということである⁴。」

ノージックによる無差別曲線への言及は悪化がないということの一つの解釈を提供する。すなわち等しい選好充足の問題である。この理解によれば、損害が補償の支払いによって購われているときには損害の完全補償により人は被った損害について喜ぶことも悲しむこともない。しかし我々はこれが補償の一つの理解にすぎないことを注意すべきである。もちろんその理解の鍵となる特徴は、人が当の損害を被ることがなければ享受し得たであろう選好充足の全体水準を享受することを保証するという点にある。このことを念頭において、ロバート・グッディンは彼が「手段—代替」補償と「目的—置換」補償と呼ぶものの間の有益な区別を行っている⁵。手段代替補償の考えはこうである。あなたが私の計画を何らかの仕方であらう妨害するような損害を引き起こすと想定してみよ

う。手段代替は私に他の手段を提供してくれるので私は全く同じ目的を追求することができる。例えばあなたのせいで私がニューヨーク行きの飛行機に乗り遅れ、しかも私にとっては不可欠な仕事上の面会が行えなくなりそうだとしても、コンコルド便の切符を購入してくれることによってあなたは私に補償ができ、私は結局面会をすることができるだろう。このことは、私が面会に間に合わないことを気にせず済むように次の定期便のファーストクラス切符を購入してくれることとは区別されるべきである。この方法は当初の目的に代えて別の目的を補償するという「目的一置換」である。

有益な端緒ではあるものの、この区別は結局のところそれ自体問題の余地がある目的と手段との間の区別以上に明確なわけではない。例えば、我々は可能な限り高い選好充足の水準を享受するという唯一の究極目的を持つとすることができるだろうか。もし言えるとすれば目的置換補償というものは存在しないだろう。しかしそれほど極端ではない見方においても、或る立場からは目的のように見えるものが別の立場からはよりいっそう手段のように見えるかもしれない。上述の例のようなニューヨークでの仕事上の面会は、少なくとも殆どの人にとっては目的そのものであるようには見えそうもない。そうだとすれば、何が目的で何が手段であるかを我々はどのように決定できるのだろうか。

このことを論じ尽くそうとするよりも、最も賢明なのは既存の損害賠償、手段代替補償、目的置換補償の間の三通りの区別を一つの連続体にとって替えることだと私には思われる。一方の端には損害賠償があり別の端には無差別曲線補償がある。変化のポイントはどれだけ広くあるいは狭く補償目的が特定されるかということにある。狭ければ狭いほど損害賠償に近づくし、広ければ広いほど無差別曲線補償へと近づく。もちろんこれは、特定の広狭は補償目的にとっていかなることであるかを明確化しながら行われるべき仕事である。そして我々は本稿の末尾でこの問題へ戻るだろう。さしあたりは本稿で補償について語る際には無差別曲線補償を念頭に置くことにしよう。

一つの素朴な社会理論

補償の性質と可能な補償のオルタナティブについてさらに考えるために、私は特定の理論枠組みを準備したい。或る基本的な社会理論から取りかかろう。我々が出発する問題は何か或る人の生における機会を決定するのか、何が或る

人の生を良くしたり悪くしたりするのかということである。

我々は関連する因果的要素をおよそ三つのタイプに分けることができるということ、私は示唆したい。第一に「生来の資産」や「内的資源」と言われているものがある。これは知性、身体的な強さと健やかさ、美貌、愛嬌、そしてそれらに類した属性を含んでいるが、同様にいずれの欠如も含んでいる。いかなる人もいかなる特定時点においても内的資源の「束」をもっている。それに加え、これが第二の特徴であるが、各人は「外的資源」の束をもっている（或る人にとってはその束が空虚かそれに近いものかもしれないが）。まずこれは金銭や、富や財産に関するその他の形態の問題である。しかしたとえ計量するのが困難だとしても、重要な外的資源のタイプとして家族や友人からの情緒的支援を付け加えたいと願う人がいるかもしれない。そうであれば明らかに、内的資源と外的資源の双方はあなたが価値ある生を送る機会の中で重要な役割を果たす。

ここでリストを終えるべきだろうか。もちろん終えるべきではない。というのも、あなたが自分の資源を用いてできることはあなたがその内で生活している広義の社会的構造や社会的枠組みに決定的に依存しているからである。広義の社会的構造や社会的枠組みということで、私は法、慣習、伝統、習慣、階級構造、文化、そして科学技術の水準や物質的環境の本性さえも含めている。リストは開放的なものであり、あなたが自分の資源を用いて行えることに影響しうる他のいかなるものをも含めることができる。大雑把なアナロジーで、我々はあなたの資源をあなたがそれで生きなければならないものと考えることができるし、社会的構造をゲームのルールとして考えることができる。ゲームの中でのあなたの機会はあなたがしなければならないことと資源を用いてあなたができることとの双方に依存している。基本的な考え方は、或る人の資源とその人が置かれている構造の双方が相互作用して、変化するコストや困難の様々な可能性を創出するということである。

それ故私の主張は、善き生を送るあなたの機会が第一にはあなたの内的資源に、第二にはあなたの外的資源に、そして第三にはあなたが生活している社会的構造に依存しているということである。この説明では善き生を送るあなたの機会はこれら三つの変数によって決定される。従って、三変数のいずれの調節もあなたの機会に影響を与えるだろう。

救済策の諸形態

この枠組みの第一に興味を引く帰結は、我々は多くの場合、不正や不利を正そうと試みる方法が一つ以上はあるだろうということが理解できることである。というのも、善き生を送るあなたの機会を決定するのに三つの要素があれば、そのとき理論的には、それぞれの要素に関してあなたの状況を改善することであなたの機会も改善できるからである。そして実際一つのカテゴリー内でさえ一つ以上の介入のタイプがあるかもしれない。我々は特別な訓練を提供することによって、あるいは幾つかの場合には医療上の介入を通じて、あなたの内的資源を高めることができるだろう。我々はより多くの金銭やその他の財産をあなたに与えることによって、あなたの外的資源を高めることができるだろう。そして我々は社会的構造を変革して、あなたに様々な仕方で影響を与えることができるだろう。

例証のために移動性を困難にする種類の能力障害を被った人を考えてみよう。我々は何をなすのか。第一に、我々は人の移動性を高めるよう試みる何らかの形の内科的あるいは外科的処置を提供することができるだろう。このことは能力障害を病気と同じように取扱うことないしは医療専門職によって取扱われるものとするものであり、それ故能力障害の「医療的」モデルと呼ばれて来たものを援用することになる。私は一般人——彼／女の身体や精神や技能——に直接に働きかけるタイプの介入を「人格的向上」(personal enhancement)と呼ぼう。第二に、我々は十分な額の金銭を提供して彼／女が移動性の欠如をもはや気にしないようにする——それだけの額がある場合だが——ことができるだろう。このことは我々が既に見てきたような意味での現金補償を提供することになるだろう。しかしそこには我々が外的資源を提供する別の方法もある。というのは、外的資源は一般的な補償を与えるものと捉えられるよりもむしろ特殊な目的のために提供されるのである。その目的とは使い道を条件づけられている金銭供与、あるいは移動性を改善する設備の利用といった移動性の改善である。これを私は「目標特定の資源増進」(targeted resource enhancement)と呼ぼう。最後に、我々は能力障害による不利がどのように物理的世界が構造化され、どのように能力障害に対する態度が展開されてきたかということの主な帰結であると主張できるだろう。我々は物質的環境を再編成し我々自身を再教育することによって、このような不利を取り除こう

と試みることができよう。これは能力障害の社会モデルの洞察であり、それが示唆するのは、能力障害の問題に対処する方途はスロープやエレベーターを持つビル建築を取り入れることを含んでおり、移動性に問題がある人が現在直面している障害を減らすように技術革新を促進し、公共的認知に挑戦するということである。

我々はこのようなタイプの介入を何と呼ぶべきだろうか。完璧な用語はないが、私はそれを「地位向上」(status enhancement)と呼びたい。これは社会的地位のあらゆる向上や、個人がその内でより良く機能できるように物物理的あるいは文化的環境のあらゆる変革を意味しうるものである。

興味深いことに、能力障害保障運動で活動する人々において地位向上は一般的に支持されているアプローチであり、この運動プロジェクトは能力障害の認識を内科的モデルから社会的モデルへと大きく転換させて来ている。我々はなぜそうなのかを後に理解するだろう。しかし、目標特定の資源増進は医療設備や財政支援を要するニーズに対応するものとして当然視されているものの、現金補償は一般的には議論の中で一つの可能性としてさえ現れてこない⁶。だが、障害者の特別な苦難が現金補償を必要とするという能力障害補償運動内部からの論証を私は知らないが、このことが深刻な侮辱と考えられるだろうということは疑いない。けれども現段階での私の主要な論点はただ、救済策のための四つのアプローチ、すなわち人格的向上、現金補償、目標特定の資源増進、地位向上を例証することである。

私はここで「無効化」(nullification)という新たな概念を導入したい。これは或る種の救済策を通じて不利を取り消すという考えである。先に私は不利への補償という考えとそうした不利の除去とを対比した。そのような不利が除去される場合それは「無効化された」と言える。すなわち、何かが変わったことで不利が無くなったのである。限定的ではあるが例証になるのは次のような場合である。かなり最近までイギリスでは電化製品が普通プラグ無しで売られていた。明らかに——皆が困惑することだが——テレビを電源へ接続するプラグはオプションの付属品であった。それ故あなたは別売りでプラグを買い、自分で繋がないければならなかった。標準的な色コードは——今でもこれを古い製品ではみかけるだろうが——黒がニュートラル、赤が電源、緑がアースであった。この区別はたぶん直観的なのだろうが、色覚障害の最も共通の症状が赤と緑の混同であり、そして最も危険な接続上の誤りは電源／アースの混同で

あることからすれば不幸なことである。その後色コードが変えられ、色覚障害者が自分自身のプラグを安全に変えることができるようになったと聞いている。この限定された分野においてはあるが、色覚障害者の不利は世界に対する物質的変更によって無効化されている。これが地位向上である。

地位向上を通じてのみ、すなわち社会的あるいは物質的変更を通じてのみ無効化がなされうると考えるのは容易だろう。しかし実際はあらゆる種類の介入が無効化として、すなわち不利の永続的撲滅として、人間と人間が生活する世界との間に調和をもたらすために提供されう。次のようなコメントを考えてみよう。「人々は自分達がどのようにこの世界に適合しているのかということに関心を払っており、私の仕事は人々がそうするのを助けることである。」誰がそのようなことを言えたのだろうか。視力障害者のためにコンピューターのアプリケーションを組んだソフトウェア技術者だろうか。そうではない。ではおそらく行動の困難を克服しようとしている人々を助けようとしたセラピストだろうか。実のところそれはアメリカの脂肪吸引を宣伝するテレビCMに出た形成外科医だったのである。

再分配のメッセージ

一つ以上のアプローチが可能な場合、不利に対処するそれらの異なった戦略の間でどのように決定すべきだろうか。もちろん多くの決定がコストや効率性に基いてなされうだろうが、すべての場合においてそのような実際の考慮が決定的なものとなることはないだろう。というのも、私が示唆したいのはそれぞれの注視の形態が典型的に（普遍的ではないにせよ）一定の前提、とりわけ人間の善の性質についての前提を伴っていることだからである。これらの前提を明らかにすることは、我々が或るアプローチよりも別のアプローチを選好する理由について明晰さを得る助けとなりうる。

一般的な救済策として提案される場合、補償は選好充足こそ唯一の善であるという人間の善についての理論を前提するよう思われる。（あるいは、少なくともこれは公共政策の観点からみて我々が関心をもつべき唯一の善である。）さらに経済学者の言う厚生関数の形式においては、すべてのそのような満足がただ一つの尺度の上に置かれう。問題は補償が適切ではないということよりも、補償が少なくとも適切ではないとみる強力な傾向を我々は時に持つようだ

ということである。我々に言えるのは次のようなことである。すなわち、この種の補償が個別の場合に不適切であることを見出す限り、このことが示唆すると思われるのは、すべての満足がただ一つの尺度の上にあるような選好充足が人間の善のすべてを構成しているとは我々は信じていないということである。

人々が時には金銭補償の申し出を断ることがあるときのレトリック、すなわち彼らは「買収」されることを拒絶しているといった言い方には注意しよう。というのも、それは安っぽく、品位を貶めるからである。他方、補償のパラダイムを支持する人々はこの反応が混乱しているにすぎないと答えなければならぬ。不正を正すことと人を「買収」することとの間には差がない。というのもそれが不正を正すということだからである。しかし多くの人はこの見方が何か重要なことを見落としていると感じるであろう。そこには選好充足のレヴェルへと容易に還元することのできない或るタイプの不敬が存在しうる。

人格的向上という観念はしばしば非常に異なった諸前提を伴っている。人格的向上を提案する場合我々は、人々が或る意味で欠けているとか足りていないといったメッセージをしばしば送っている。すなわち、人々は克服される必要がある欠陥に苦しんでいるというのである。ここでの前提は本質主義的あるいは卓越主義的なものであり、それは人の正しいあり方が存在するというのである。これは現金補償がどこで誤るかを示しているように見えるかもしれない。諸々の善は代替可能なものではあり得ない。あるべきあり方を一つの面で成し損なうことは何か別のものをより多く与えられることでは修復され得ない。金銭は教育や移動性の欠落を埋め合わせることはできないのであり、救済策は欠落している次元の内で行われなければならない。

幾つかの場合には欠落している次元は人格に直接に関わる何ものかである。もちろん、これを扱う最良の方法が特別な資源を供給することによるものだという事も頻繁にあるだろう。それは私の用語では目標特定の資源増進である。時にはそれは法律や物質的環境における変更を要求するかもしれない（私の用語では地位向上である）。しかし、個人に提供されるものが教育、セラピー、医療上の介入、その他類似の方法を通じて自分自身を変える機会であるという場合もあろう。

このことは幾つかの場合に補償が失敗するのはなぜかを説明するように見えるが、人格的向上の観念がそれ自体の困難を抱えていることは明らかである。というのも、或る人に何らかの意味で欠陥があり向上を必要とするという前提

は非常に個人的な判断であり、極めて侮辱的であるかもしれないからである。「助けであって施しではない」という婉曲的な言葉でさえ、助けられるべき人があまりにも「劣位にある」ことを含意する。このことが、能力障害保障の社会運動に携わる人々が能力障害の「医療」モデルに反論し、「ハンディキャップ」や「機能障害」という言葉を拒む一つの理由である⁷。そこで議論されているのは、我々は欠陥の観念を差異の観念から区別しなければならないということである。

実際、差異は、少なくとも幾多の場合において地位向上によって伝えられるメッセージであると思われる。社会的あるいは物質的構造を改めようとするとき、我々は自分たちの実践が、設計されたものであれそうでないものであれ、良き理由なくして特定の人々の集団を「選び出す」ことができないということを受け容れているし、またたとえ財政上のコストが高くつくとしてもそれを元通りにすることに与するというのも受け容れている。表面上これはラディカルに多元主義的でありまた反卓越主義的でもあるように見える。けれども、そのことをどれくらい正確にメタ倫理学一般の標準的カテゴリーの中に位置づけるかはより問題が多いようである。それは、人々が自己の有する性質や大志——慣習的なものであれ非慣習的なものであれ——に応じて正確に価値評価されるという、個人の主権性についての観念に訴えているようであるし、また、個々の人格に適合するよう世界は調整されるべきだと想定している。このことはその立場を「単一リスト」的本質主義から明確に区別するが、選好充足の理論からはそれほど明確には区別していない。それが選好充足の理論と異なるところは一般的に善は互いに代替されるべきではないという観念である。それ故、その限度でこれは本質主義へと接近するようである。そこで我々は次のような前提を個人本質主義の一つとして性格づけようとするかもしれない。すなわち、各々の人格は自らに固有の本質的な性質や目的、潜在力の集合を有しており、これらは変更したり交換したりすべきではないという前提である。

地位向上は悪しきアプローチなのだろうか。もし一定の特徴が本当に克服されるべき欠陥であるとすれば、それは悪しきものとなるだろう。一つの明らかな例は識字障害かもしれない。純粋な社会的変革を通じて識字障害と取り組もうという考えは不条理なように思われる。読み書きが人を有利にしないよう我々が世界を変革することがどのようにして可能なのだろうか。識字障害が不利ではないように世界を調整してゆくよりも、我々はおそらく人々が識字障害

を克服するよう助けるべきである。現実の世界では、それは社会に依存しているが真に欠陥であり、人格的向上が自然な応答であるように見える。しかしこれは常に、慎重を要する困難な問題である⁸。

さらに困難なのは社会的変革や物質的変革には非常に経費がかかるかもしれないということである。例えばアメリカのモーテル産業における発展について考えてみよう。昔ながらのモーテルでは障害者の利用しやすさについて特別な対策を全く施していないことがよくある。比較的新しいモーテルは特別にしつらえた部屋を数室はもつ傾向にある。宿を予約する際にはいかなる障害者も特別室の一つを要求できるはずであろう。しかし或る大きなモーテル・チェーンでは今や次のステップへと進んでいる。つまり、すべての客室が障害者にも利用しやすいようになっている。それ故、具合の悪い部屋に当たる怖れがないので、誰も宿の予約の際に車椅子利用者であることを伝える必要はない。このように多大な対価を要してすべての客室をしつらえるのは非常に経費がかかるが、非常に限られた仕方であれ、そして限られてはいるが重要な場で、無能力の一つの形態は地位向上を通じて無効化されている。だがこの金銭は適切に使われているのだろうか。

ときにはそうした金銭が適切に支払われているように見えるが、この場合、我々は満足な解決にまだ到達していないと思うかもしれない。というのも地位向上が可能になる方法は他にもあるからである。人々に無能力の地位にあることを曝さなければならない屈辱を与えないよう気を配るよりも、むしろ、無能力であることが決して恥や当惑とみなされることもなく、利用しやすい部屋を希望することが禁煙のフロアや海に面した部屋を希望するのと心理的には同じであるよう世界を設計できる方がすばらしいのではなからうか。おそらくこのことは既に多くの人々にあてはまるであろうが、普遍的になっているというにはほど遠い。このことは無効化と経済的効率性の観点の双方からして改善であると思われる。しかしもちろん、現状ではこれは我々が迅速に行えるような変革ではない。

私は目標特定の資源増進をめぐるメッセージについての議論を、それがより複雑であるために残してあった。幾つかの場合においては目標特定の資源増進とは厳格な賠償の問題であって、そこでは人々に欠けた資源（それは受けた危害を構成しているが）が完全に与えられる。シェルターがない人は公営住宅の使用を許されるかもしれない。ここでは私は、当該の人には援助の必要がある

といった一般的論点を超えた特別なメッセージが含まれているわけではないと考えている。そうした援助はむろん場合によっては少なくとも恥と感じられるかもしれない。別の場合には、当の援助はそれほど個人的ではない人格的向上の一形態のように見えるかもしれない。例えば眼鏡の供与はおそらくその一例であり、車椅子の供与が別の例である。ここでは人格的な押し付けは殆どないが、救済策は、もちろん必ずというわけではないにしても、人格的向上よりもいっそう目を引くものであろう。救済策が品位を下げるものかどうかは、とりわけ、個別のケースでどのようにこれらのファクターが相互にバランスをとるのかという点にかかっている。

幾つかの場合には目標特定の資源増進が地位向上と非常に近いように見えるかもしれない。車椅子の供与と車椅子スロープの供与との間に原則として存在する違いは何だろうか。私は目標特定の資源増進と地位向上との違いについて、前者が或る個人へと向けられた行為を要求するのに対して後者は個人がその下で行為するところの枠組みを変革するという点で区別しておきたい。これは非常に重要な相違であると私は考える。しかし一定の場合には個別の方策を二つのいずれかに分類することは極めて困難であって、そうできることが期待されるに止まるだろう。

目標特定の資源増進に対してよく出される異議の一つはそのパターンリスティックな響きにある。仮に我々が人々に対して或る価値をもった資源を提供しているとすれば、なぜまさに金銭の形で彼らに価値を与えて、それをどのように処理するかも決めさせないのだろうか。仮に提供された金銭を扱うことを好む以外に何か他のことがあるとすれば、なぜ人々にそうさせないのだろうか⁹。これは人々の自律性を尊重すると共に、人々をより幸福にすることにもなるだろう。しかしこの問題に応答して言うならば、救済策のポイントは特定の方法で同定された特定の不正を正すという点にあるのであって、柔軟な利益を創り出すという点にはない。自律性はここでは選好充足の短期的追求として同定されるが、論議の余地のない最高の善であるわけではない。しかしながら、目標特定の資源増進を支持する議論はそうした扱いが有しかねないスティグマ効果に対して常にバランスをとる必要がある。周知のように食糧券は深刻なスティグマ化を生み出す。国家の補助金に依存したいと思う人は殆どいないし、そのように依存しているとみなされるのはいっそう悪いことでさえある。定期的で人に目立つ督促状は屈辱的である。このことは、配達のための良質なメカ

ニズムを見つけないことができない場合には補助を現金給付に換えるという役割を果たすことができよう。日常的な屈辱はあまりにも高くつきすぎる。しかし、我々が食糧のために現金を提供した際に別の用途で金銭が使われてしまったとすれば、我々は憤りを感じずかもしれないし、搾取されたとさえ感ずるかもしれないということには注意しよう。それは、たとえすべてを考慮したうえでそのことについてなすべきことは結局何もないと我々が感じたとしてもである。私の考えでは、このことは次のことを明らかにするのに助けになる。つまり、少なくとも幾つかの場合には、現金給付を通じてではあるが、不利へと対処する我々の試みが穏便であれ本質主義的な響きをもつかもかもしれないということである。

このことは地位向上を通じた無効化の最後のポイントへと結びつく。他のアプローチよりも無効化の思想が選ばれる一つの理由は、これが一つの選択肢となるところでは、その思想は人々の利益のために変革を要求するのではあるけれども、我々は誰が利益に与るか（標準的な場合に）を最初に同定せずにすむという点にある。誰かに補償することができる前に、あるいは人格的向上や新しい資源を提供することができる前には、我々はまず対象となる人々を把握しなければならない。このことはよく知られている懸念、つまり平等の名において提供される極めて多くの社会的行為が屈辱的な哀れみのメッセージを送っているように見えるという懸念を生じさせるのである¹⁰。社会的な地位向上はこれとは異なったメッセージを送るものであり、それは或る種の包摂や多様性の寛容、あるいは多様性の賞揚でさえある。法の面での変革や物理的な環境面での変革は、そこから利益を得るだろう各個人を同定するよう求めてはいないのである（たとえ我々が、限られた資源の最良の使い方を決めるために予め大まかな人数を知りたいかもしれないとしても）。

この問題への答えとして、法や実践を変革しようとする多くの試みは実際には諸個人が自らを特定の利益集団の構成員として同定するよう要求していると言われるだろう。これは例えば、そのすべてではないとしても、幾つかの積極的差別是正措置に当てはまる（そして、確かにこのことはそのような政策の潜在的な受益者の中にその利益を拒む人もいるということの一つの理由である）。そこで私はこのことを受け容れるし、地位向上が決して自己同定を要求することはないとも主張しない。それでも我々は次のことを心に留めておくべきである。つまり、積極的差別是正措置は社会政策の最終的な目標地点ではなく、む

しろそのような措置が不要であり不正でさえあるような状況をもたらそうと試みる戦略だということである。そうであれば、積極的差別是正措置はそれ自体が無効化の一つであると言うよりも、むしろ無効化へ向けた戦略であると言う方がよいだろう。

適 用

以上の考察を踏まえて、別の状況であれば大学に通ったかもしれないのに実際は大学に通わずに保護を受けている子供の事例について我々は何を学ぶだろうか。我々の最初の課題はその子が被った危害を同定することである。本稿の冒頭で私は次のことを示唆した。第一に、排除された大学入学希望者は大学生生活が提供する教育的および社会的経験という点で大学生活に固有の楽しみを失っており、第二に、その人は将来の全人生を豊かなものにするかもしれない社会的および人格的発展を失っており、そして第三に、その人は見込まれる稼働力を生み出すあらゆる後押しを失っているのである。しかし現実に進歩するためには、利益を失った人が被った危害のより正確な特定を試みることが不可欠だと思われる。この場合に最も争いの余地が少なく言えることは、その希望者が非常に重要な機会、つまり純粋に彼／女の才能や潜在能力のみに応じて決定された大学進学機会を逸しているということである。

そこで最初に目に映るのは救済されるべきはこの機会の欠損だということである。施設で養育を受けていることは大学進学機会に影響すべきではない。もっともこのことを調整する一つ以上の方法がある。私の理論ではあらゆる不利は個人の内的資源、外的資源、そして個人がおかれている社会的構造の組み合わせの結果であるということになる。それ故、我々には個人の資源の変革（補償、目標特定の資源増進、人格的向上）か社会的構造の変革（地位向上）が可能である。そして別の場合で見てきたように、このような広範な戦略のそれぞれを試みる仕方が一つ以上存在するだろう。現金補償を除外すると想定しても、そこには依然多くの可能性がある。

第一に、我々は「特別人格的増進」と呼びうるものを提供しようとするかもしれない。この考えは不合格にすることが極めて常軌を逸したことだとすべての大学が理解するであろう点に至るまで子供たちを訓練するというものだろう。このことで、特殊な状況に生まれたことによって子供たちが受けたあらゆる

る不利は減殺されるはずである。しかしそれでも我々は、他の子供たちが普通の努力で達成しうる善を達成するのに、なぜこのような子供たちがこうした極端な努力をしなければならないのかと問うかもしれない。それ故この方策はまだ公正には見えない¹¹。

第二の試みは地位向上の或る形態を——おそらくは割当制か積極的差別是正措置であろうが——試してみようとするかもしれない。これはよりよい方法でありうるが、いまだ問題の根本を捉えているようには見えない。実際この例において障害となるのは、それが非常に深い損失水準を示唆しているということである。そこには何か別の、保護された子供たちが典型的に逸してしまうような極めて重要なものがある。我々はこの例を逆から見ることでその重要なものを理解することができる。或る人々は、よく考えてみれば百人の養育されている子供の中のたった一人だけが何とか大学へ進学するという事は並大抵のことではないと反発する。成功する人生とはどのようなものでなければならないのか。それは、子供たちは意志と決断力といった資源を持って自ら人生を営み自己を教育することができるということか、あるいは、或る程度まで両親や少なくとも兄姉か伯父伯母の代理人として行動できる教師やソーシャル・ワーカーのようなパトロンを見つけることで、偶然にであれ何かしら自力のような形で人生を営み自ら教育することができるといったことである。このことが意味すると思われるのはとりわけ、自信喪失や逆境や失望が不可避な時期にある子供を支えるためには強さの蓄えや無条件の支えを与えるということである。換言すれば、子供は鉄のような意志を必要とするか、さもなければ必要に応じてそのような鉄を提供してくれる他者を必要とする。これが、おそらく条件の良い奨学金と相まった個人指導の枠組みの方が積極的差別是正措置方策よりもはるかに正しく方向づけられたステップであることの理由である。そしてこれは目標特定の資源増進——情緒的支援と特定目的のための金銭——であり、この資源増進は重要な人格的向上をも導くものであると期待される。

それ故ここでの危害とは根本的には少年期を通じた不十分な支援である。それはまた子供たちが提供された少ない機会をいつも利用できないことを意味する。しかし既に危害を受けてしまっており、それ故危害に対処する措置を取るには遅すぎるという子供たちはどうなのだろうか。もちろん或る意味では決して大学へ進学するのに遅すぎるといえることはないが、しかし大学に関する通常の利益を得るには遅すぎることがありうることももちろんである。

私の見解では、そのような場合まず我々にできることを修正し、補償の一形態として以前に導入した目的限定的補償（narrow aim redress）と呼ぶものへと転換すべきだが、ここではそれは性質上無差別曲線の補償とは極めて異なったものとして理解すべきである。その考えでは、もし危害を無かったことにすることができないとすれば、我々は最も実際に近い効果を有する代用品を可能な限り提供すべきである。この方法は支援を受けた少年期のためには遅すぎるが、少年期を通じた支援が典型的に達成したであろうこと——例えば自己確信と親密な関係のネットワークなど——を達成しようと試みる方法が幾つかあるかもしれない。集中的な過渡期教育の諸形態や支援団体も助けになるかもしれない。

ここで、我々が実際に近い状態を達成できないと想定してみよう。当人の人生が非常に損害を受けているので、自己確信や支援のネットワークを構築する方法がなく、またいかなる有意義な仕方でも大学教育からの利益を得ることがもはやできないと想定してみよう。我々は何をなすべきだろうか。ここでもまだ目的限定的補償の考えが当てはまる。最も良いのは大学教育がもたらしうる利益を提供する別の方法を探そうとすることだろう。例えば、大学教育において発展させられるタイプの自律性は小規模の事業を始めて経営する試みを通じても発展させられるかもしれないし、それ故無利子の借金や事業の指導が潜在的救済方策の一部であるかもしれない¹²。それ以外のことも可能であるし、慈善事業は可能性を探索し発展させる試みとして既に存在している。しかしこの種の利益に関する対策は、大学への進学機会を失った人がもはや進学しなかったことを気に病まなくなるように何か別のものが与えられるべきであるという考え方よりも、何が善き生であるかということについての一つの理解に基礎を置いている。このことのテストとなるのは、進学する機会を持たなかったことが実際かなり喜ばしいと主張する人にとってさえも当の支援が適切であるだろうかということである。

さて、ここで公正な問いとして、目的限定的補償という考えを採用することは人間の善の観念に訴えることを不要にするのではないかということがある。というのも、我々の課題が常に不利を端的に修正するか状況が許す限りその状態に近づくことであるとすれば、いったいなぜそれが人間の善に言及することになるのだろうか。その答えは不利を修正するものとみなされるものはまず以って不利の正確な特定化を要するだろうということであり、それを行うこと

を人がどのように選択したかということは非常に多くの場合人間の善についての諸前提に依存するだろうということである。従って目的限定的補償とは次のような考えを適用することである。すなわち、不利へ対処する我々の実践は、善に取って代わるものというよりもむしろ善という前提によって導かれている、あるいは少なくとも導かれるべきであるという考えである。

結 論

本稿では議論することのできなかつた多くの困難な問題が存在することはもちろんであるが、私が提示した主たる考えは、不利を受けている人々に対する配慮の適切な形態についての我々の直観は人間の善の性質についてのより深い前提を示唆しており、従って二つの問題が互いを照射し合うということである。最も明確なケースは補償の場合であり、そこでは善に関する選好充足理論が前提されている。人格的向上は一般的に（必ずというわけではないが）卓越主義的あるいは本質論的な基調を有するが、その一方で地位向上はより多元主義的で差異に寛容であるように見える。目標特定の資源増進はこれら二つにまたがりうる。時にそれは誰もが有すべきであると想定される能力をもたらず一つの方法だろうし、時にそれは世界の中で他の人間の固定観念に従って生きるなどということなく人々が自らの個々の道を進むのを助ける一つの方法であろう。ここでの私の大望は、我々は理論と実践の双方を究極的には明らかにできるという期待の中で、様々なタイプの救済策の諸前提について考えることのできるような枠組みを提供することであった。ありていに言えば、何らかの対応が必要だと我々が信ずるような不利を誰かが受けている場合には、我々はその不利の源泉が人にあるか世界にあるかを決定しなければならないのである。それは克服されることを要する欠陥なのか、それとも調整されるべき差異なのか——たとえ我々がこの問題に対処することを拒んでも、それに対する答えは我々が採用を決定した社会政策によって明らかにされてゆくだろう¹³。

¹ 本稿の修正版が、「再分配のメッセージ——不利・公共政策・人間の善」(The Message of Redistribution —— Disadvantage, Public Policy, and the Human Good) というタイトルのもと、小冊子の形でロンドンのカタリスト財団から2002年に出版される。[訳者注：この論文は現在、<http://www.catalyst>

forum.org.uk/pubs/pub8.html からダウンロードできる。]

² 2002年2月にオックスフォードで「到達指導制 (REACH-UP MENTORING SCHEME)」と書かれたポスターが見かけられた。

³ George Orwell (1951) *Animal Farm* (first published 1945) (London, Penguin), p. 2 (オーウェル、高島文夫訳、『動物農場』、角川文庫、1972年、8頁)。

⁴ Robert Nozick (1974) *Anarchy, State, and Utopia* (Oxford, Blackwell) , p. 57 (ノージック、嶋津格訳、『アナキー・国家・ユートピア』、木鐸社、1992年、89-90頁)。

⁵ Robert E. Goodin (1991) "Theories of Compensation", in R. G. Frey and Christopher W. Morris (ed.) *Liability and Responsibility* (Cambridge, Cambridge University Press)。

⁶ 一つの複雑さは、時には身体障害者が非常に貧しく、特別な財政援助を要求するかもしれないということである。しかしこの主張は貧困に根ざしたものであり、身体障害それ自体に根ざしているのではない。

⁷ ハンディキャップの観念は、例えば競馬のような多くの文脈で一般のディスコースに入ってきているが、シェリー・トレメイン (Shelley Tremain) はオックスフォード英語辞典に従って、手を差し出す物乞いをする者のポーズを取り上げ、「手の中にある帽子」(cap-in-hand) に由来する言葉であると指摘している。それ故トレメインの主張では、ハンディキャップを有する人々は手に帽子を持ってより幸運な人々に慈善を求めたのであり、これがハンディキャップという言葉が特に不運さをかこつ理由である。しかし、少なくとも私が見たオックスフォード英語辞典の版ではこのような読み方の根拠はない。確かに「ハンディキャップ」の語源は「手の中にある帽子」から来ていると言われているが、これは物乞いのポーズを参照したのではなく、様々なタイプのマーカーが帽子の中に置かれて賭けのオッズが設定されていることを参照したものである。それ故、その語源が競争状態において不利を受けているという現在の標準的意味以外のものであると考える理由はない。この解釈では、「障害」(handicapped) という用語を拒絶する理由は、正常な標準に達し損ねているというメッセージを伝える「機能欠損」(impaired) という用語を拒否することと平行している。Shelley Tremain (1996) "Dworkin on Disablement and Resources", *Canadian Journal of Law and Jurisprudence* 9, p. 343n. を参照。

⁸ ちなみに、我々は「ポリティカル・コレクトネスは狂っている」という大衆的な語句の一つの使用法についての説明を与えることができることに注意しておいてよいかもしれない。これは欠陥として一般にみなされている特性をあたかも調整を要求する違いであるかのように扱うということである。もちろんポリティカル・コレクトネスが狂っているということはしばしば実際通りなのではなく、何らかの仕方で他者と異なった人々にとってその生のあり様の一つの改善された認知である。自らのサイン言語や心象を持ち、或る場合には可能で

あるにもかかわらず聴力の回復を望まないと論じる聴覚障害者共同体の例は、他の人々が欠陥と見るところで差異を要求する集団の明確な一例である。

⁹ この例は、Ronald Dworkin (2000) *Sovereign Virtue* (Cambridge Ma., Harvard University Press), p. 61 (ドゥウォーキン、小林公他訳、『平等とは何か』、木鐸社、2002年、87-88頁) による。元々の論文は、(1981) "What is Equality? Part I : Equality of Welfare", *Philosophy and Public Affairs* 10.

¹⁰ とりわけ次を参照のこと。Elizabeth Anderson (1999) "What is the Point of Equality?", *Ethics* 109.

¹¹ 数年前に或る国際紙の記事は、調査の結果、平均的には女性経営者の方が男性経営者よりも成功しているようであると報じた。これは、企業が経営を改善したいと望むなら女性をより雇用すべきであるという議論として理解された。しかし執筆者はもちろん、平均的な女性経営者は平均的な男性経営者よりも優れているだろうと論じたのであった。もしも男性経営者と同じくらい多くの二流で能無しの女性経営者がいるとすれば、平等への闘争が勝利することはないであろう。このことは現今の高等教育における「参加の拡大」問題についても大いに関連性がある。ここでは我々は、成績の良い卒業生ではなく成績の悪い卒業生の社会的階級や学歴に基づいて「参加の拡大」の成功を判断すべきである。

¹² 私はこの例をハルヴァード・リルハマー (Hallvard Lillehammer) に負っている。

¹³ 本稿は2002年5月2日にロンドン大学で行われた「不正を正すことと人間の善」(Righting the Wrong and the Human Good) と題する教授就任講演を修正したものである。この講演の全体や一部はネゲヴのピアシェヴァ大学、ケンブリッジ大学、ブダペストの中央ヨーロッパ大学、ゴールウェイのユニヴァーシティ・カレッジ、ロンドン経済大学、マンチェスター大学、オックスフォード大学でも行われた。私は寄せられた多くの詳細なコメントに対してとても感謝している。直前の草稿に貴重なコメントを書いてくださったことに対して、とりわけG・A・コーエン(G. A. Cohen)、レイモンド・ゲス(Reymond Geuss)、ヴェロニク・ムニョス・ダルデ(Veronique Munoz Darde)、マイケル・オオツカ(Michael Otsuka)、カスパー・リパート-ラスムッセン(Kasper Lippert-Rasmussen)、マーティン・マカイヴォー(Martin McIvor) に感謝したい。

[訳者後記]

本論文は、Jonathan Wolff, "Addressing Disadvantage and the Human Good" (in : *Journal of Applied Philosophy*, Vol. 19, No. 3, 2002, pp. 207-218) の翻訳である。著者であるジョナサン・ウルフ氏は、現在、ロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジ哲学科教授・同学科長であり、専門は政治哲学である。我が国でも『ノージック』(嶋津格・山田八千子訳、勁草書房) の著者としてよく知られているが、さらに『政治哲学入門』(坂本知宏訳、晃洋書房) という好個

の入門書や、最近では、*Why Read Marx?* (Oxford University Press, 2002) といった著作なども公刊している。また、政治的責務、平等、市場などの問題をめぐる政治哲学に関する重要な論文も多く、代表的なものに“Fairness, Respect, and the Egalitarian Ethos” (in: *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 27, No. 2, 1998, pp. 97-122)がある。

訳者の一人である長谷川は、2002-03年上記カレッジ政治・法・社会センターに滞在して研究を行った際にウルフ氏の知己を得て、そのセミナーやワークショップなどに出席し、また個人的な会話や議論などを通じて多くの刺激を受ける機会を得た。ウルフ氏は、基本的にリベラルな平等主義の立場に立ちながら（ただし、この立場の代表的な存在であるロールズやドゥオーキンなどよりは、いっそう平等への志向が強いと言えるが）、その実践的な含意についての研究を近年展開していて、ここに訳出した論文はその一端をよく示すものである。長谷川は、上記センター滞在中にウルフ氏からこの論文の抜き刷りを贈られたが、一読して、平等主義的な政治哲学的議論と実際の社会政策のあり方をを橋渡しする応用的枠組みの一つの形を極めて明快に示唆する業績として強く印象づけられ、帰国後に翻訳を思い立ち、その旨を申し出たのであった。ウルフ氏はこの申し出を快諾され、またその後の翻訳権の取得なども概ね順調に進む一方、共訳者には北海道大学大学院法学研究科助手（法哲学専攻）の菅原寧格氏の協力を得て翻訳作業も捗ったが、最終段階で、仕上げを行うべき長谷川の多忙の故に、刊行が当初の予定より1年余りも遅れてしまった。この点でウルフ氏、そして共訳者の菅原氏には深くお詫びを申し上げたい。

ウルフ氏のこの論文は、平等主義的な考慮による福祉政策の一般的なタイプとして、金銭補償、人格的向上、目標特定の資源増進、地位向上の4種類を区分し、さらに補完的に目的限定的補償をも加えて、人々に多角的な保障を可能にする枠組みを構想しようとするものである。そしてさらに、その際にはそれぞれの保障形式が異なった人間の善の構想を背景に有することを指摘し、それらが多元的に組み合わせられるべきことを示唆している。このように多角的・多元的な保障形式は、特に福祉政策に伴う人々の尊厳の毀損やスティグマ化を防ぎながら、等しい活動条件を広範かつ個別状況に感応する形で保障してゆくために、極めて有意義な発想を含んでいると思われる。また、ウルフ氏のこのような関心は、しばしば抽象論に陥りがちな平等主義的な政治哲学・法哲学に対して、現実の様々な施策との橋渡しを行う中間的理論を構築するという実践的な意義においても重要なものと思われる。関連して、ウルフ氏は、2003年から「実践における優先性」(Priority in Practice)と題した研究プロジェクトを立ち上げ、英米の理論家や実務家を交えた平等主義的社会政策の理論的・実際の検討も進めている。

本論文の後、ウルフ氏は、「4つの再分配形式」(Four Forms of Redistribution)と題する小論を、論文注1)に出てくるカタリスト財団に寄せているが(<http://www>。

catalystforum.org.uk/pubs/article6.html)、この議論をめぐっては、オクスフォード大学の政治学者ステュワート・ホワイト (Stewart White) 氏との間でさらに論争が展開されている。ホワイト氏は上記ウルフ論文へのレスポンスとして、人間の善という卓越主義的で論争の余地のある概念に基づいて福祉政策を考えることの危険性を批判し、むしろ共同体の中で個人の才能や能力を適切に行使し、共同体に寄与するという責務の見地から福祉政策の意義を考えるべきではないかと主張した (ホワイト氏のこのレスポンスも上記カタリスト財団のHPにある。http://www.catalystforum.org.uk/pubs/article7.html)。このホワイト氏の批判に対して、ウルフ氏は新たな論文「職業訓練、卓越主義、公正」(“Training, Perfectionism and Fairness”, in : *Journal of Applied Philosophy*, Vol. 21, No. 3, 2004, pp. 285-295) において応答しており、そこではホワイト氏の共同体主義的な議論が有する個人への抑圧の危険が指摘されると共に、職業訓練のコストが社会的に見合ったものであるときには公正の見地から人々にそのような機会が提供されるべきであり、そのコストが社会的に見合ったものではない場合であっても当の個人の状況に応じてそのような機会が必要になるときもあるといった、柔軟な考えを保持すべきではないかと論じている。

このような議論はもちろん、それが置かれた個別の社会の問題文脈の内での意義がよりよく理解され、また実りも多いものである。いわゆる「第三の道」を発展させようとしているイギリスを念頭に置いたこのような議論と市場化の道をひた走ろうとしている日本社会の現実を念頭に置いた議論とは、自ずと焦点や重点が異なってくることは当然であるが、それにも拘わらず、いっそうリベラルな形で、しかし広範な平等性をも確保しながら (加えてその財政的基盤のあり方も含めて) 社会保障の将来を考えてゆくことが焦眉の課題になっている我が国において、ウルフ氏の試みが理論的に示唆するものは決して小さくはないと思われる。